

参 考 资 料

平成23年度予算（案）の概要

社会・援護局（社会）

平成23年度予算額（案）	2兆6,669億円
平成22年度当初予算額	2兆3,095億円
差 引	3,573億円 (対前年度伸率15.5%)

ポイント

- 地域社会の再構築
 - ・被保護者の社会的な居場所づくり支援事業（新規）
- 生活保護費負担金 2兆2,006億円 → 2兆5,676億円
- 経済連携協定の円滑な実施（外国人介護福祉士候補者への支援）
 - ・外国人介護福祉士候補者に対する学習支援の実施（拡充）

円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策関連

（平成22年度補正予算により既存の緊急雇用対策臨時特例基金に積み増し）

- | | |
|------------------------------|-------|
| 1 貧困・困窮者の「絆」再生事業 | 100億円 |
| 2 生活福祉資金貸付の事業の実施に必要な体制整備 | 500億円 |
| 3 住宅手当の支給など「『住まい対策』の拡充」の延長実施 | |

I 地域社会の再構築

円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策関連 (平成22年度補正予算により既存の緊急雇用対策臨時特例基金に積み増し)

- 貧困・困窮者の「絆」再生事業 100億円
「職」と「住まい」を失うなど支援がなければホームレスとなるおそれのある方等に対して、NPO等民間支援団体と連携した総合相談や緊急一時宿泊施設の提供等により、地域社会への復帰、路上化予防、再路上化防止を図る。
- 生活福祉資金貸付の事業の実施に必要な体制整備 500億円
貸金業法の改正により消費者金融からの借入が制限された方等からの相談体制や貸付原資の確保等を行う。
- 住宅手当の支給など「『住まい対策』の拡充」の延長実施
離職者への住宅手当の支給、就労支援員の配置などの「住まい対策」について、既存の緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用し、平成22年度末までの事業実施期間を平成23年度末まで延長する。

1 被保護者の社会的な居場所づくり支援事業（新規）

【セーフティネット支援対策等事業費補助金200億円の内数】

NPO、企業、市民等と行政とが協働する「新しい公共」により、社会から孤立しがちな生活保護受給者への様々な社会経験の機会の提供や、貧困の連鎖を防止するための生活保護世帯の子どもへの学習支援を行うなど、生活保護受給者の社会的自立を支援する取組の推進を図る。

- (例) ・農作業やものづくりなどの就労体験を行う事業を民間企業に委託
・公園の緑化や清掃活動などの社会参加事業を財団・社会福祉法人に委託
・生活保護世帯の子どもに対して学ぶ意欲や勉強を教える学習支援事業をNPO法人に委託

2 日常生活自立支援事業の実施

【セーフティネット支援対策等事業費補助金200億円の内数】

判断能力が不十分な人々に対し、福祉サービスの利用援助等を行うことにより、地域における自立生活の支援を行う。

3 安心生活創造事業の実施

【セーフティネット支援対策等事業費補助金200億円の内数】

地域において、一人暮らし世帯等が孤立せず、安心して暮らせるように基盤支援（「見守り」と「買物支援」）等を行う。

4 ひきこもり対策推進事業に係るアウトリーチの拡充

【セーフティネット支援対策等事業費補助金200億円の内数】

ひきこもり本人又は家族等からの電話、来所相談に対し必要な支援を行う「ひきこもり地域支援センター」において、より効果的、実践的な支援を行うためのアウトリーチ（訪問支援）を拡充し、社会参加を推進する。

5 社会福祉振興助成費補助金

20億円

政策動向や国民ニーズを踏まえ、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう支援することを目的に、民間の創意工夫ある事業に対し助成を行う。

Ⅱ 生活保護制度の適正な実施

1 生活保護費 2兆5,973億円

- (1) 保護費負担金 2兆5,676億円
- (2) 保護施設事務費負担金 276億円
- (3) 生活保護指導監査委託費 21億円

2 自立支援の着実な推進

- (1) 被保護者の社会的な居場所づくり支援事業（新規）（再掲）
【セーフティネット支援対策等事業費補助金200億円の内数】
- (2) 自治体とハローワークの協定に基づく就労・生活支援（「福祉から就労」支援事業）
35億円（職業安定局で計上）

地方自治体とハローワークが協定を締結し、地方自治体とハローワークの担当者により構成する支援チームが、生活保護受給者、住宅手当受給者、障害者等に対して支援プランを策定し、個別求人開拓や担当者制による職業相談等を実施する。

(3) 救護施設の機能を活用した精神障害者等の地域生活支援対策（新規）

救護施設に精神保健福祉士を配置し、精神障害者等の居宅生活に向けた訓練や、居宅生活に移行した精神障害者等の症状が不安定になった場合等における一時保護入所を実施することにより、精神障害者等の地域生活への移行及び孤立防止・自殺予防を含めた居宅生活継続の支援を行う。

Ⅲ 経済連携協定の円滑な実施（外国人介護福祉士候補者への支援）

1 外国人看護師・介護福祉士受入支援事業の実施 57百万円

経済連携協定（EPA）に基づき入国する外国人介護福祉士候補者を円滑かつ適正に受け入れるため、介護導入研修を行うとともに受入施設に対する巡回指導・相談を行う。

2 外国人介護福祉士候補者に対する学習支援の実施

- (1) 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業の実施（拡充）
（事業名を「外国人介護福祉士候補者受入施設日本語習得支援事業」から変更）
【セーフティネット支援対策等事業費補助金200億円の内数】

外国人介護福祉士候補者を受け入れた個々の施設が実施する日本語習得に対する支援を継続するとともに、支援の対象を候補者の学習全般に拡大する。
（候補者一人当たり定額（23.5万円以内）を助成）

- (2) 外国人介護福祉士候補者学習支援事業の実施（拡充） 129百万円
 （事業名を「日本語定期研修事業」から変更）

受入施設における候補者の継続的な学習を支援するため、日本語習得のための集合研修に加え、介護福祉士として必要な専門知識・技術や日本の社会保障制度等を学ぶ集合研修並びに就労2年目及び3年目の候補者に対する介護分野の専門知識に関する通信添削指導（定期的な小テスト）を実施する。

IV 福祉・介護人材確保対策の推進

1 福祉・介護サービス従事者の確保の推進

(1) 福祉・介護人材確保緊急支援事業

【セーフティネット支援対策等事業費補助金200億円の内数】

- ・ 福祉・介護人材の定着を促進するため、人材定着支援アドバイザーが事業所を巡回し、従事者に対する相談や事業者への助言を実施する。
- ・ 実習施設の実習指導レベルの向上を図るため、優良な実習施設を中心とした講習会等を実施する。

(2) 福祉人材確保推進事業

【セーフティネット支援対策等事業費補助金200億円の内数】

福祉・介護従事者の確保を推進するため、都道府県に設置された福祉人材センターにおいて、求人・求職情報の収集・提供、介護・福祉従事者に対する研修等の事業を実施する。

(3) 中央福祉人材センター運営事業費 39百万円

(4) 福利厚生センター運営事業費 73百万円

2 介護福祉士養成施設等の教員・実習体制の充実等

介護福祉士養成施設等の教員及び実習施設の実習指導者の資質の確保・向上及び指導的社会福祉事業従事者の養成等を支援する。

また「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための制度の在り方に関する検討会」における検討結果を踏まえ、介護福祉士養成施設等の教員を対象とした講習会を実施する。

(1) 教員講習会事業（介護福祉士・社会福祉士） 11百万円

(2) 実習指導者特別研修事業（介護福祉士・社会福祉士） 31百万円

(3) 社会事業学校経営委託費 373百万円

(4) 社会福祉職員研修センター経営委託費 36百万円

V 社会福祉施設等に対する支援

1 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業等

① 貸付額

	2, 895	億円
（ ・福祉貸付	1, 526	億円
・医療貸付	1, 369	億円

② 福祉貸付事業における貸付条件の改善等

（貸付条件の改善）

- ・償還期間等の延長
ユニット型特別養護老人ホーム
耐火構造 30年以内（据置3年以内）、準耐火構造 25年以内（据置3年以内）
特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス
耐火構造 30年以内（据置3年以内）、準耐火構造 20年以内（据置2年以内）
- ・一般財源化された老朽施設の改築整備に係る融資率の優遇措置
- ・木材利用による施設整備及びエネルギー効率が高い設備整備などエコ対策に係る融資率の優遇措置
- ・災害時等の一時的な資金需要に対する経営資金の貸付
- ・待機児童の早急な解消を図るための保育所・放課後児童クラブの整備に係る融資条件の緩和
- ・母子生活支援施設の整備に伴ってDV被害者を一時保護するための居室を整備する場合の融資率の引き上げ
- ・障害者グループホーム・ケアホームの融資の相手方の拡大
- ・地震防災対策特別措置法等に基づき行う改築整備等に係る融資率の引き上げ

（優遇措置の延長）

- ・アスベスト対策事業に係る優遇
- ・老朽民間社会福祉整備計画の延長に伴う無利子貸付
- ・地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備計画の延長に伴う無利子貸付

2 社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金

213億円

社会福祉施設の職員等が退職した場合に当該退職職員に対し退職手当金を支給するために要する経費を補助する。

3 社会福祉法人新会計基準（一元化）研修事業（新規）

【セーフティネット支援対策等事業費補助金200億円の内数】

社会福祉法人の会計処理基準を一元化することに伴い、その円滑な移行を図るため、研修会開催経費を補助する。

平成23年度社会・援護局関係主要行事予定<社会関係>

月	行 事	開催場所	所 管	備 考
4月				
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法施行事務監査にかかる生活保護指導職員会議 ・新任生活保護査察指導員基礎研修会 ・災害救助担当者全国会議 	東京都 東京都 厚生労働省	自立推進・指導監査室 自立推進・指導監査室 災害救助・救援対策室	5月11日～13日 5月25日～27日 5月下旬
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護担当ケースワーカー全国研修会 	東京都	保護課	6月15日～17日
7月				
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護査察指導に関する研究協議会 	東京都	自立推進・指導監査室	8月24日～26日
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・第30回全国社会福祉施設経営者大会 	富山県富山市	福祉基盤課	9月29日～30日
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・共同募金運動 ・第36回全国救護施設研究協議大会 ・第80回全国民生委員児童委員大会 	全 国 静岡県浜松市 青森県	総務課 保護課 地域福祉課	10月～12月 11月17日～18日 10月27日～28日
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉人材確保重点実施期間 ・全国社会福祉大会 ・介護の日 ・第20回全国ボランティアフェスティバルTOKYO 	全 国 日比谷公会堂 全 国 東京都	福祉基盤課 総務課 福祉基盤課 地域福祉課	11月4日～17日 11月18日 11月11日 11月12日～13日
12月				
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・全国厚生労働関係部局長会議 ・社会福祉士・介護福祉士国家試験（筆記試験） 	厚生労働省 全国各会場	厚生労働省 福祉基盤課	1月中旬 1月下旬
2月				
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・社会・援護局関係主管課長会議 ・生活保護関係全国係長会議 ・介護福祉士国家試験（実技試験） 	厚生労働省 厚生労働省 全国各会場	総務課 保護課 福祉基盤課	3月上旬 3月上旬 3月上旬

災害救助法の概要

○「災害救助法」（昭和22年10月18日法律第 118号）

1 目 的

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ること。

2 実施体制

災害救助法による救助は、都道府県知事が行い（法定受託事務）、市町村長がこれを補助する。

なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

3 適用基準

災害救助法による救助は、災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合等（例 人口5,000人未満 住家全壊30世帯以上）に行う。

4 救助の種類、程度、方法及び期間

(1)救助の種類

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| ① 避難所、応急仮設住宅の設置 | ⑥ 住宅の応急修理 |
| ② 食品、飲料水の給与 | ⑦ 学用品の給与 |
| ③ 被服、寝具等の給与 | ⑧ 埋 葬 |
| ④ 医療、助産 | ⑨ 死体の捜索及び処理 |
| ⑤ 被災者の救出 | ⑩ 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去 |

(2)救助の程度、方法及び期間

厚生労働大臣が定める基準に従って、都道府県知事が定めるところにより現物で行なう。

5 強制権の発動

災害に際し、迅速な救助の実施を図るため、必要な物資の収容、施設の管理、医療、土木工事等の関係者に対する従事命令等の強制権が確保されている。

6 経費の支弁及び国庫負担

(1)都道府県の支弁：救助に要する費用は、都道府県が支弁

(2)国 庫 負 担：(1)により費用が100万円以上となる場合、その額の都道府県の普通税収入見込額の割合に応じ、次により負担

- | | |
|---------------------------------|--------|
| ア 普通税収入見込額の 2/100以下の部分 | 50/100 |
| イ 普通税収入見込額の 2/100をこえ 4/100以下の部分 | 80/100 |
| ウ 普通税収入見込額の 4/100をこえる部分 | 90/100 |

7 災害救助基金について

(1)積立義務（災害救助法第37条）

過去3年間における都道府県普通税収入額決算額の平均年額の5/1000相当額（最少額500万円）を積み立てる義務が課せられている。

(2)運 用

災害救助法による救助に要する給与品の事前購入により備蓄物資とすることができる。

災害救助法適用基準（同法施行令）

1 住家等への被害が生じた場合

(1) 区域内の人口に応じ次の世帯数以上であること（令第1条第1項第1号、令別表第1）

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
5,000人以上	5,000人未満	30世帯
15,000人以上	15,000人未満	40世帯
30,000人以上	30,000人未満	50世帯
50,000人以上	50,000人未満	60世帯
100,000人以上	100,000人未満	80世帯
300,000人以上	300,000人未満	100世帯
		150世帯

(2) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ①に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ②に示す数以上であること（令第1条第1項第2号、令別表第2・第3）

① 都道府県の区域内の人口		住家滅失世帯数
1,000,000人以上	1,000,000人未満	1,000世帯
2,000,000人以上	2,000,000人未満	1,500世帯
3,000,000人以上	3,000,000人未満	2,000世帯
		2,500世帯

② 市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
5,000人以上	5,000人未満	15世帯
15,000人以上	15,000人未満	20世帯
30,000人以上	30,000人未満	25世帯
50,000人以上	50,000人未満	30世帯
100,000人以上	100,000人未満	40世帯
300,000人以上	300,000人未満	50世帯
		75世帯

(3) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であること（令第1条第1項第3号前段、令別表第4）

都道府県の区域内の人口		住家滅失世帯数
1,000,000人以上	1,000,000人未満	5,000世帯
2,000,000人以上	2,000,000人未満	7,000世帯
3,000,000人以上	3,000,000人未満	9,000世帯
		12,000世帯

※1 半壊又は半焼した世帯は、2世帯をもって滅失した一の世帯とする

※2 床上浸水した世帯は、3世帯をもって滅失した一の世帯とする

(4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること（令第1条第1項第3号後段）

- ・ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（基準省令第1条）

2 生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき（令第1条第1項第4号）

- ・ 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（基準省令第2条第1号）
- ・ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（基準省令第2条第2号）

福祉避難所の指定状況について(平成22年3月31日現在)

○都道府県別福祉避難所指定状況

都道府県名	市町村数	指定済市町村数	指定割合	都道府県名	市町村数	指定済市町村数	指定割合
1北海道	179	20	11.2%	25滋賀	19	6	31.6%
2青森	40	5	12.5%	26京都	26	12	46.2%
3岩手	34	5	14.7%	27大阪	43	24	55.8%
4宮城	35	14	40.0%	28兵庫	41	23	56.1%
5秋田	25	3	12.0%	29奈良	39	9	23.1%
6山形	35	3	8.6%	30和歌山	30	9	30.0%
7福島	59	11	18.6%	31鳥取	19	3	15.8%
8茨城	44	10	22.7%	32島根	21	4	19.0%
9栃木	27	6	22.2%	33岡山	27	4	14.8%
10群馬	35	5	14.3%	34広島	23	4	17.4%
11埼玉	64	30	46.9%	35山口	19	14	73.7%
12千葉	54	14	25.9%	36徳島	24	10	41.7%
13東京	62	46	74.2%	37香川	17	15	88.2%
14神奈川	33	26	78.8%	38愛媛	20	8	40.0%
15新潟	30	12	40.0%	39高知	34	3	8.8%
16富山	15	3	20.0%	40福岡	60	18	30.0%
17石川	19	9	47.4%	41佐賀	20	7	35.0%
18福井	17	10	58.8%	42長崎	21	7	33.3%
19山梨	27	19	70.4%	43熊本	45	8	17.8%
20長野	77	28	36.4%	44大分	18	9	50.0%
21岐阜	42	15	35.7%	45宮崎	26	4	15.4%
22静岡	35	34	97.1%	46鹿児島	43	11	25.6%
23愛知	57	27	47.4%	47沖縄	41	16	39.0%
24三重	29	12	41.4%	全国合計	1750	595	34.0%

※福祉避難所を1カ所以上指定・協定済みの自治体数

平成 2 2 年度 災害救助法 適用 状況

(平成 2 3 年 1 月末現在)

災 害 名	都道府県	適 用 日	適 用 市 町 村
○ 7 月 1 2 日からの大雨	広島県	7 月 1 4 日	(4 号) 呉市 (4 号) 世羅郡世羅町
○ 7 月 1 5 日の大雨	山口県	7 月 1 5 日	(1 号) 山陽小野田市
○ 7 月 1 6 日の大雨	広島県	7 月 1 6 日	(4 号) 庄原市
○ 鹿児島県奄美地方における大雨災害	鹿児島県	1 0 月 2 0 日	(4 号) 奄美市 (4 号) 大島郡龍郷町 (4 号) 大島郡大和村
○ 豪雪	新潟県	1 月 2 7 日 1 月 3 0 日 1 月 3 1 日	(4 号) 長岡市 (4 号) 小千谷市 (4 号) 十日町市 (4 号) 魚沼市 (4 号) 上越市 (4 号) 東蒲原郡阿賀町 (4 号) 柏崎市 (4 号) 妙高市 (4 号) 南魚沼市
計 (延べ数)	4 県		1 6 市町村

※カッコ内の数字は災害救助法の適用号数